

社会福祉 しずおか

2017
5
No.798

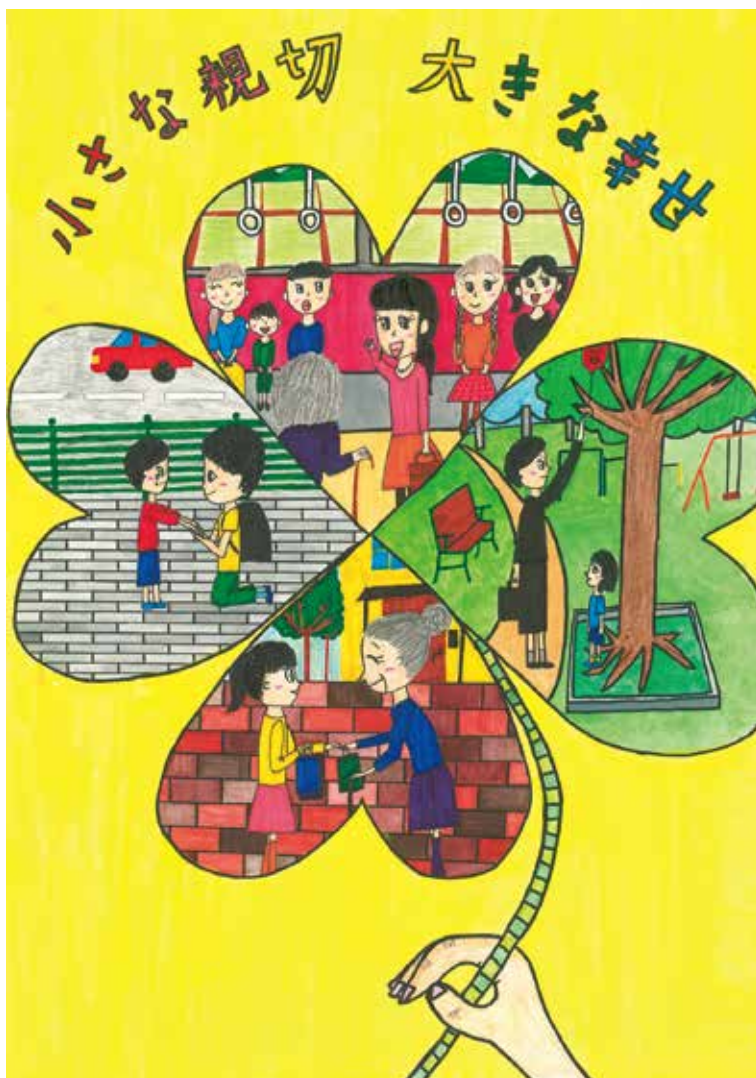
特集 新たな時代の民生委員・ 児童委員活動について語る

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成28年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち

「小さな親切 大きな幸せ」

小さな親切には、大きな幸せがあるということを、幸せの四つ葉のクローバーで表しました。「お年寄りや子どもにもやさしくして欲しい」という願いを込めて描きました。



★静岡県社会福祉協議会会長賞

常葉大学教育学部附属橘小学校(5年)

林 貴美 さん

※学校名、学年は平成28年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



新たな時代の民生委員・ 児童委員活動について語る

～民生委員制度創設100周年 児童委員制度創設70周年を迎えて～

本年、本県に縁のある民生委員制度は創設100周年、並びに児童委員制度は創設70周年という大きな節目を迎えました。多くの先達を守り、育ててきた民生委員・児童委員がこれまで果たしてきた役割は極めて大きく、わが国が世界に誇るべき財産であります。

今日、家族や社会の姿が大きく変化している中、人々が直面している生活課題、福祉課題は一層多様化、複雑化しています。その中であって、住民の身近な相談相手であり、支援者である民生委員・児童委員に寄せられる期待は大きく、その活動はより幅広いものとなっています。

本号は、民生委員制度創設100周年並びに児童委員制度創設70周年にちなみ、静岡県民生委員児童委員協議会の松下悦郎会長、静岡市民生委員児童委員協議会の後藤昌弘会長並びに浜松市民生委員児童委員協議会の稲田謙一会長から、100年間を振り返りながら、新たな時代の活動のあり方について語っていただきました。

これまで果たしてきた役割

稲田 民生委員制度は、1917年（大正6年）、岡山県で創設された「済世顧問制度」を源とし、翌1918年（大正7年）、大阪府で創設された方面委員制度が全国に広がりしました。民生委員制度の創設時、世界では何が起こっていたかというところ、ヨーロッパを戦場とした第一次世界大戦の最中であり、ロシアでは、社会主義革命が起きた年です。国内では米騒動で全国が大きく揺れている時期です。そのような中で、民生委員制度はスタートし、現在までの100年間、一貫して「住民の生活状況の把握」「防貧のための活動」等が続けてきています。「何故、この制度が続いてきたのか」（日本が参考にしたドイツのエルバーフェルト制度はつづかなかつた）、現在の民生委員・児童委員はしっかりと考え、次の100年にバトンタッチしていかなくてはなりません。そういう意味で、責任のある時期に民生委員・児童委員を拝命しているのは宿命とも思っています。

後藤 方面委員の時代以来、民生委員・児童委員は地域住民の二員として、地域の人々に寄り添う存在です。困ったときには、民生委員・児童委員に相談すれば、「一緒に考えてくれる」「力を貸してくれる」、また「いつも民生委員・児童委員が見守っていてくれる」と、地域の人達に思ってもらえるような地道な活動を先

浜松市民生委員児童委員協議会
会長 稲田 謙一氏





静岡市民生委員児童委員協議会
会長 後藤 昌弘 氏

輩方が続けてこられたと共に、福祉制度につながる事により福祉行政の実行性を高める役割を担ってこられた事は貴重なことと思います。

松下 私も同感です。私たち民生委員・児童委員は、それぞれの時代において様々な課題に向き合い、常に住民の立場に立った活動をし

てきましたが、社会状況がいかに変わろうとも、済世顧問制度を創設された笠井信二氏が残された「村 その人を得れば 村は安し」という言葉が、今日も変わらない民生委員・児童委員の基本であると言われ、私たちは次世代にも確実に引き継いでいく責務があると思います。そして現在は、地域福祉の担い手として多くの期待が民生委員・児童委員に寄せられています。地域の人々が安心して暮らせる存在感である事が基本であり、出発点であると思います。

稲田 行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させる存在でもあります。活動記録も、その集積が、地域最前線のセンサーとしての役割を果たしており、その意味を民生委員・児童委員一人ひとりが再認識することも大切です。また、昭和初期、国民生活の窮乏の中、方面委員は公的な救済制度の創設に向けて運動を展開し、昭和4年に救護法の成立を実現させました。個々の民生委員・児童委員が取り組んできたことは小さいかもしれ

ませんが、民生委員・児童委員全体として取り組んだ、その成果は大きなものがあります。さらに、静岡県の民生委員・児童委員が胸を張っていいのは、静岡県の民生委員が提唱した世帯更生運動に端を発し制度化した、現在の生活福祉資金貸付制度（当時は世帯更生資金）です。

今、国は、制度分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく地域共生社会を目指しています。この『丸ごと福祉』の推進にあたっては、過去においても、これからも民生委員・児童委員の役割は重要です。民生委員・児童委員制度なしに、日本の福祉は、基本的に成り立たないという自負があります。

支援への〴〵なぎ役が、これからも基本

松下 最近、よく「見えづらい貧

困」とか、「家庭の中で見えにくい課題をどのように発見し、支援していくか」等々が課題となっています。私たち民生委員・児童委員は、地域住民の身近なところで地域住民に寄り添い、住民の視点に立った活動を住民とともに進めていく事が重要です。



静岡県民生委員児童委員協議会
会長 松下 悦郎 氏



座談会実施日 平成29年3月14日(火)

稲田 私も同感です。専門職はどんなに充実しても、地域に住んでいませんで、その数が増えれば増えるほど、隙間の数が増えていきます。縦割りの専門職だけでは、必ず隙間ができます。その隙間を埋めるのりしろ、又は接着剤の役割を、民生委員・児童委員が果たしていかなければいけないと思います。

松下 そうですね。社会的孤立や経済的困窮、虐待、ひきこもりなど、深刻な問題が課題となっている中で、行政は様々な公的支援を進めておりますが、種々制度が届かない狭間にある人を見出し、地域住民の二員として地域住民とともにお互いを支え合う活動が期待されています。

後藤 住民にとって一番身近な相談窓口として、住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役という役割が、これからも基本です。この役割を果たしていくためには、よりその存在を住民に知ってもらう必要があります。顔を覚えてもらい、信頼してもらうには時間が必

要ですし、多様化する問題解決の為には、経験も大切です。委員の皆様の研修での知識や経験は、ある意味地域の財産とも言えます。是非とも皆様には、出来るだけ長く続けて欲しいと、切に願っています。

稲田 昭和7年1月から施行された救護法では、民生委員(当時は方面委員)は行政の補助機関でありましたが、現在は協力機関です。したがって、対等な関係であることから、住民の立場に立つて、時には行政に対し物申す場面もあります。目の前にいる「本当に困っている人」に対して、画一的な要件に合致しないからといって、制度の谷間に落ちるのを看過できませんから、時には行政と喧嘩する姿勢も必要です。今後とも、住民の声なき声を代弁し、常に住民の立場に立つて、「友愛訪問」「友愛訪問を通じた発見」「必要な支援へのつなぎ、寄り添うこと(見守り)」、この3つを続けていけば、これまでの100年を正しく継承していくことにつながっていくと思います。極論ですが、「西に食事ができない

子どもがいれば飛んでいき食事を食べさせる」「北に困っている人がいれば、飛んでいつて最大限の相談支援を行う」のが民生委員・児童委員の役割です。住民から「何しに来たのか?」と問われても、「いや、来るのが民生委員・児童委員の仕事です」と言えばいいのです。「困っている人がいたら民生委員・児童委員は、どこにでも飛んでいく」というのが、100年にわたる多くの先達から継承してきた精神だと思います。

「やりがい」と「誇り」

松下 私たち民生委員・児童委員の「やりがい」は、「皆さんの課題解決に役立っている」「地域住民を支援している」という実感。そして笑顔で「ありがとう」という感謝の言葉です。

後藤 同感です。「一番の「やりがい」は、少しでも人の役に立てたかな」と思える時です。今後においても、永い歴史と先達が、貴い実践活動から築いてきた「気づき」と「思い

やり」を基本とする活動を、時代に合わせて少しずつ変えながら、地道に着実に進めていくことが重要です。

稲田 「やりがい」は、個別の相談支援をどこまで、しっかりと取り組めたかが重要です。必要な支援につないでお役御免ではなく、同じ地域の中で、寄り添いながら見守り続けることが大切です。「民生委員さんのおかげです」と言われるような取組を3年間に1件でもいいから、しっかりと取り組めれば、「もう3年、頑張ってみよう」という思いにつながります。

松下 私たち民生委員・児童委員は、「地域から推薦され、地域・社会的に認められていること」そして「厚生労働大臣に委嘱されていること」、これが地域のために尽力してくれるという信頼感につながり、「誇り」として感じられることだと思います。

稲田 私は、「いろいろ地域の中で育ててもらった」「少しでも地域に

お返しをしなければ」という意識があります。みんな地域の中で支え合って生きてきましたから、どこかで自分にできる範囲で、地域にお返ししたいという思いで取り組んでいます。

後藤 私は、民生委員・児童委員にならなければ、いわゆる自分のことだけでずっと生活してきただろうと思います。自分なりに楽しいことを、悠々自適という身分ではないですが……。しかし、それだけよりも、少しでも人のためになっているのかなというところは、受けさせてもらって良かったなという思いです。自分の為だけでなく、地域の為に多少なりとも何かが出来るということは、大変「やりがい」のあることだと思っています。

スタート時点はとにかく1期頼むと言われたのですが、だいぶ長くなりました。でも、やらせていただいたお蔭で、充実感の様なものを、「若干、味わさせてもらっているな」という気がしております。



「民生委員・児童委員の父」 笠井 信一 翁

(静岡県富士市出身、第13代静岡県知事)

銅像は、静岡県総合社会福祉会館シズウエル「いこいの広場」に設置されています。

故笠井信一氏は、岡山県知事であった大正5(西暦1916)年5月に宮中で開催された地方長官会議(現在の知事会議)で、時の大正天皇から「県下の貧民の状況はいかに」との御下問を受け、岡山県内の貧困者の実情を調査した結果、県民の1割が困窮し、その困窮原因が、体の不自由なことや、仕事がないなど、様々な理由によるもので、役人だけでなく、それぞれの町に住み、思いやりがあり、社会奉仕の心をもった人と協力して、これにあたるのが肝心との考えに至りました。

そして、「防貧」のため、大正6(西暦1917)年5月12日に岡山県訓令第10号により「済世顧問設置規程」を公布、民生委員制度の源と言われる済世顧問制度が生まれました。

平成二十九年 県社協事業計画

基本目標 1 地域福祉を支える人づくり

実施目標①

住民の意識と主体的な行動力を高めます

●暮らし・安心・支え合い・福祉のまちづくり
県民運動の実施

県民福祉の日(10月20日)を中心とした県民運動において、地域における深刻な生活課題の解決や社会的孤立の防止に関する啓発活動を展開します。

●市町村協等と協働して住民の主体形成を図ります

1 ボランティア活動推進事業

町社協ボランティアセンターの支援強化並びに地域活動団体及びNPO関係団体への支援を行います。

また東海地震等大規模災害発生時に、適切に対処するため、県内社協の体制整備、職員の資質向上に努めます。

2 地域福祉教育推進事業

住民主体の地域福祉を進める上での基盤である福祉教育を推進し、子どもからお年寄りまで全ての住民を対象に福祉に対する啓発・活性化を図ることにより、地域住民自らが主人公となった草の根的な「福祉のまちづくり」を進めます。

実施目標②

地域福祉活動の核となる人材を育成します

●小地域福祉活動リーダーの育成を支援します
小地域福祉活動の推進・まとめ役、実際に活動を担う人(自治会役員や地域活動者等)を養成する指導者を育成します。

●地域福祉コーディネーター、社協職員を育成します

複合的な課題を抱える人や家族に対して総合的な支援を行う地域福祉コーディネーターや、地域住民が主体となる活動を促し継続的な支援や調整を行う人材を育成します。

●民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりとリーダー層の研修を実施します

民生委員・児童委員活動と社協活動の連携強化を図るため、活動の基盤である法定地区民児協の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員が住民の身近な相談・支援者としての役割を担うための研修を開催します。

実施目標③

福祉サービスの担い手を確保・育成します

●福祉・介護現場の魅力ややりがいの発信と、きめ細やかな就労支援により、より多くの就労につなげます

福祉人材センターでは、福祉介護職場の魅力ややりがいを積極的に発信するとともに、福祉・介護人材確保のため、求人求職のマッチングをきめ細やかに行うなど、求人事業所及び求職者への支援を行います。

●人材の育成と職場への定着のため、働きやすい職場環境をつくりまします

高い志を持って福祉・介護職場に就職しても、職場内の人材育成システムが十分でないことや、将来展望がでないことから離職する例が生じています。

そこで、福祉介護職員を対象とした外部研修実施機関として階層別・テーマ別の研修会を開催するとともに、人材育成の基本である職場内での研修実施を支援します。

基本目標 2 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標①

住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します

●小地域福祉活動の推進や基盤整備を市町村協と協働して取組みます

1 生活支援サービス活性化事業

住民同士の支え合い活動や生活支援サービスの立上げ支援を行い、住民主体の生活支援サービスの活性化を図ります。

2 居場所づくり推進事業

市町村協をはじめとする関係機関・団体と協働し、多様な居場所づくりの取り組みを支援するとともに、実践者のネットワーク構築を図ることを目的に実施します。

3 みんなで支える地域福祉促進事業

市町村協から提案のあった事業を支援するとともに、小地域福祉活動を推進する担い手づくりの研修を実施します。

4 ふじのくに型福祉サービス推進事業

年齢や障がいの有無にかかわらず、また制度や窓口の垣根を超えて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような「ふじのくに型福祉サービス」の推進を図ります。

5 公営集合団地における支え合い推進事業

集合住宅団地において、居場所づくりを通じてつながりづくりや孤立する住民の見守り、困りごとへの相談など、住民相互の支え合い活動について、住民意識の向上と仕組みづくりを図ります。

6 学生の地域活動応援事業

学生が地域住民とともに、地域の課題解決や

地域づくりに取り組むことを通して、若者の地域に対する理解促進や地域で不足する若い人材力の活用を図り、地域活動の活性化を進めます。

●地域における災害時要援護者の支援体制づくりを関係機関・団体と連携・協働して取組みます

地域における「声掛け・見守り活動」を通じて、地域のつながりを再構築するとともに、福祉専門職による災害派遣福祉チームを避難所等に派遣することで、災害時における要配慮者の支援を実施します。

実施目標②

支援を必要とする住民の地域生活を支えます

●生活困窮者の理解促進と自立支援の仕組みづくりへの支援

1 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等体制を構築することにより、生活困窮者の自立支援に取り組めます。

2 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者自立支援施策の一つである生活福祉資金貸付事業を、市町村協をはじめ、民生委員・児童委員及び行政等関係機関と連携して推進します。

●権利擁護体制の構築の推進

1 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方々、地域において自立した生活を安心して送ることができるよう、福祉サービスの利用支援を市町村協と協働して行います。

2 法人後見実施機関職員研修事業

【県委託事業】

老人福祉法第32条の2等に基づく、市町の成年後見等に係る権利擁護体制整備のための支援に取り組めます。

3 社協の法人後見等広域連携事業

社会福祉協議会が取り組む法人後見等の事業を、市民後見実施を考慮しつつ、広域連携で展

開出来るよう事業連携の仕組みづくりに取り組みます。

4 成年後見制度に関する実態把握調査

成年後見制度の取組み状況と潜在的ニーズ把握調査を実施することにより、県内の権利擁護体制の構築を関係機関と協働して推進します。

5 成年後見制度における金融機関支援信託推進連携事業

金融機関による成年後見制度支援信託のしくみを構築し、県内の権利擁護体制の整備に取り組みます。

●行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

1 福祉サービス運営適正化委員会事業

福祉サービス利用援助事業の適切な運営と福祉サービス利用者からの苦情解決及び事業者段階における適切な苦情解決の仕組みづくりに取り組みます。

2 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス提供事業者のサービスの質を公正中立な第三者評価機関として、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果をホームページで公表します。

3 社会的養護関係施設第三者評価事業

社会的養護施設の施設運営の質を公正・中立な第三者評価機関として、専門的かつ客観的な立場から評価し、公表します。

4 障がい者等の自立支援の推進

地域活動支援センターの利用者の就職やアパート等への入居に際して、身元保証人や連帯保証人になっている施設長等に対し、補償義務が発生した場合の損失補填を行う事業を実施します。

5 児童等の自立支援の促進

施設に入所している児童及びDV被害者等とその同伴家族の就職、進学又はアパート等への入居に際して、身元保証人となっている施設長等に対し、補償義務が発生した場合の損失補填を行う事業を実施します。

また、児童養護施設等退所者や里親等委託解除者のうち、保護者等から経済的支援が見込まれない者を対象とした貸付を行い、対象者の安定した生活基盤を確保し、自立の促進を図ります。

6 障がい者の就労支援

創意工夫して、自主製品等の製作・製造を行う事業所のうち、利用者に対する工賃の支払いを行っている事業所に対し、必要な設備・機器の購入経費を助成します。

7 ひとり親家庭の自立支援の促進

高等職業訓練促進給付金を活用し、看護師等の就職に有利な資格を取得するため養成機関に入學し卒業後その資格を利用し就労自立を目指す一人親について、入學準備金・就職準備金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立を促進します。

基本目標 3 地域福祉を支える基盤づくり

実施目標 1

市町社協を支援します

●市町社協相互の連絡調整・調査研究・政策提言
市町社協の体制強化、基盤整備を図るとともに、地域福祉を協働して進めるための基礎調査及び訪問支援等を行います。

また、各市町の地域福祉推進における現状や課題今後の取組について、近隣の市町の関係機関による意見交換の場を設定し、連携強化に努めます。

●役職員のスキルアップ支援

地域福祉の担い手となる市町社協役職員の資質向上を目的とした体系的な研修を実施します。

実施目標 2

社会福祉事業者を支援します

●社会福祉事業者の地域福祉推進に係る環境づくりを促進します

1 社会福祉関係機関・団体との連携・協働

社会福祉施設種別協議会及び民間社会福祉団体のより一層の基盤強化を図るための支援や、

全体を統括した福祉に関する提言・要望活動を実施します。

●社会福祉事業者等の経営を支援します

1 福祉施設等への経営指導の実施

社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、福祉施設経営指導員等の専門相談員による助言、指導及び支援を行います。

2 社会福祉法人等に対する支援事業

経営基盤の強化や施設サービスの質の向上など、社会福祉事業者の様々な課題に対し、研修会やセミナーの開催により支援します。特に、相談の大半を占める「会計・税務」の研修を強化します。

3 社会福祉施設の整備促進事業

社会福祉施設の整備に必要な資金（福祉医療機構から借入れた元金・利子）の一部補助や施設の運営設備等に必要な資金を融資します。

実施目標 3

県社会福祉協議会の基盤強化を図ります

●会員参画の場の充実を図ります

県社協への多様な意見集約と県社協のネットワーク機能を高めるため、会費利用内容を明確にし、よりわかりやすい会員体系を検討します。

●現場主義に立って多彩な情報の収集と福祉に関する情報の発信拠点を目指します

1 地域福祉情報発信事業

2 電子オフィスシステム整備事業

●組織体制の強化を図ります

1 理事会・評議員会機能の強化

各種事業の進捗状況や、地域が抱える課題等を積極的に報告し、理事・評議員の意見を県社協の事業運営に反映させます。

また、理事・評議員等への日常的な情報提供と意見集約に努めます。

2 職員研修体系の確立

3 地域福祉調査研究事業

第四次活動推進計画の進捗状況や数値目標について評価・分析するとともに、県社協のあるべき姿の実現に向けた取組を進めます。

重点プロジェクト事業

1 「ストップ子どもの貧困」ネットワークプロジェクト

貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、多様な機関・団体等がつながり、子どもの貧困対策に向けた仕組みづくりを推進します。

2 権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト

地域で生きつらさを抱える人が安心して生活するために、権利擁護の充実を目指して、市町（地域）に向けた働きかけを行うとともに、あらゆる機関がつながりを持ち、支え合う仕組みづくりを推進します。

4 県総合社会福祉会館（シズウエル）の管理運営

5 防災訓練の実施

●財政基盤の確保を図ります

1 安定的な財政基盤による事業執行

2 任意監査による組織運営の透明性の確保

平成29年度 静岡県社会福祉協議会収支予算書 (単位:千円)

会計単位		収入	支出
一般会計	社会福祉事業	1,795,015	1,795,015
	公益事業	2,208,949	2,208,949
	内部取引消去	8,013	8,013
生活福祉資金会計		4,426,669	4,426,669
要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計		506,824	506,824
生活福祉資金貸付事務費会計		133,432	133,432
臨時特例つなぎ資金会計		84,723	84,723
合 計		9,147,599	9,147,599

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 組織図



社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 人事異動 (平成29年4月1日現在)

所属・職名	氏 名	備 考
事務局長兼総務部長兼社会福祉人材センター所長	川 田 篤 篤	採用(県派遣)
事務局次長兼福祉企画部長兼生活支援部長	石 間 啓 之	採用(県派遣)
総務部総務課長	蒔 田 始 史	採用(県派遣)
総務部総務係長	青 木 弘 子	昇格
総務部総務課専任職員	志 村 理 香	嘱託員から転換
総務部総務課嘱託員(会館管理室長)	竹 島 敏 夫	採用
福祉企画部地域福祉課主任	佐 藤 隆	昇格(藤枝市社協へ出向)
福祉企画部地域福祉課主任	中 嶋 淳 也	採用(藤枝市社協から出向)
福祉企画部地域福祉課専任職員	川 島 裕 子	嘱託員から転換
福祉企画部地域福祉課嘱託員	乙 黒 知 子	人材課から異動
福祉企画部地域福祉課嘱託事務員	小 路 佐 智 子	採用
福祉企画部地域福祉課嘱託員(運営適正化委員会事務局長)	小 長 谷 聡	採用
福祉企画部経営支援課主事	小 澤 裕 美	人材課から異動
福祉企画部経営支援課専任職員	上 田 美 智 代	人材課から異動 嘱託員から転換
生活支援部生活支援課専任職員	武 田 典 子	経営支援課から異動 嘱託員から転換
生活支援部生活支援課専任職員	望 月 道 乃	嘱託員から転換
生活支援部生活支援課嘱託事務員	鈴 木 清 史	採用
生活支援部権利擁護課主事	窪 田 亮	地域福祉課から異動
福祉人材部研修課嘱託員	望 月 美 津 子	人材課から異動
福祉人材部人材課主任	村 松 奈 々	地域福祉課から異動
福祉人材部人材課主事	相 京 正 典	権利擁護課から異動
福祉人材部人材課専任職員	守 屋 由 貴 子	経営支援課から異動 嘱託員から転換
福祉人材部人材課専任職員	田 形 菜 津 子	研修課から異動 嘱託員から転換
福祉人材部人材課嘱託員	赤 堀 英 樹	研修課から異動
福祉人材部人材課社会福祉人材センター東部支所長	寺 澤 友 裕	昇格

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成29年7月開催分をお知らせします。★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください！
→WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
2	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 中堅職員コース(西部)	7/24 8/3~4 (3日間)	浜松市 福祉交流 センター	中堅職員(入職後概ね3~5 年程度の職員)	・中堅職員としての役割を遂行するための基本の習得 ・中堅職員が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者
3	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 チームリーダーコース(西部)	7/19 8/17~18 (3日間)	浜松市 福祉交流 センター	チームリーダー (主任、係長等)	・チームリーダー等の役割を遂行するための基本の習得 ・チームリーダーが自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者
53	生活場面から見る 利用者の身体観察の ポイント	7/5	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業 所等に勤務する介護職の方	高齢者の健康を守るため、体調の変化、疾患の悪化などの「観察力」を高める 講師:(有)ファイアローズ取締役 看護師,介護福祉士,介護支援専門員 岩下 由加里 氏
55	認知症の人に寄り添う プロの介護セミナー	7/11	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業 所等に勤務する方	・認知症高齢者に対する介護の見方、考え方 ・認知症高齢者への対応 講師:介護老人保健施設 星のしずく 看介護部長 高口 光子 氏
35	介護技術講座(実践編)	7/13~14 (2日間)	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業 所等に勤務する介護職等で介 護技術の基礎的知識がある方	生活場面に即した実践的介護技術の習得 講師:静岡県介護福祉士会 飯田 泰子 氏 他
37	介護職が知っておきたい 高齢者の褥瘡・皮膚ケア 講座	7/21	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業 所等に勤務する方	高齢者の皮膚障害の早期発見と褥瘡予防のために、皮膚の観察・ケアに ついて基礎的方法を学ぶ 講師:静岡済生会総合病院 皮膚・排泄ケア認定看護師 河合 幸 氏
99	権利擁護・成年後見セミ ナー(実務編)	7/28	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業 所等に勤務する方	認知症高齢者や知的障がい者を支援する介護職として必要な権利擁護・ 成年後見の実践的知識の習得 講師:ふるい後見事務所 社会福祉士 古井 慶治 氏
9	職場研修のつくり方講座	7/31	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業 所等に勤務する方	キャリアパスを用いた福祉職員の育成・指導の方法を実例を基に考える 講師:日本女子大学 人間社会学部社会福祉学科 教授 久田 則夫 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします！
kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希
望」として送信してください。なお、2 か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡下さい。
◎福祉職員生涯研修は、平成28年度から福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程に改定しました。
☆詳しくはホームページをご覧ください 静岡県社協 研修 検索 問い合わせ先: 研修課 電話 054-271-2174

できること たくさんあるよ きみのてに
※平成29年度児童福祉週間標語
5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」です。

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、
毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念
の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に関する社会的関心の喚起を図っています。
☆「児童福祉の理念」とは…『すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生
まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない』 ※児童福祉法第1条第1項
この機会に、わが国の未来を担う子どもたちが将来に夢や希望を持って
健やかに育つことができる地域づくりについて考えてみませんか。



施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング

カーペット・タイル出張丸洗い

特許ランドリー車

洗浄前

洗浄後

ブラインド・ロールスクリーン
出張クリーニング

株式会社三ナツ 静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル 0120-370286

0120-370286 fax054-295-9003


YAMAHA
 感動を・ともに・創る

私たちは、音・音楽を原点に培った技術と感性で、新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。



ヤマハ株式会社

家庭常備薬の斡旋をご利用ください。
 HEALTH&QUALITY LIFE

健康

 安心 安全 誠実

事業内容
 医薬品、防疫薬、医薬部外品、化粧品、健康食品、健康関連用品
 各種記念品の取り扱い。



お客さまのニーズにあった商品を豊富に取り揃えております。

大日商事株式会社
 TEL (06)6952-7015 FAX (06)6952-7137
 大阪市旭区大宮4丁目18番18号





家庭用常備薬の斡旋について



静岡県社会福祉協議会では、社会福祉従事者の方の福利厚生の一環として、家庭用常備薬の斡旋販売をしています。平成29年度は2回の斡旋を予定しています。第1回目の申込みは以下のとおり行います。つきましては、職員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

【大日商事株式会社】
 ◆申込用紙送付予定日 6月初旬
 ◆申込締切予定日 7月7日(金)予定
 ◆商品発送予定日 8月上旬(大日商事株式会社より発送)
 ※一個当たりの商品価格が市販のものとは比べてかなり割安です。
 各事業所・御家庭用としてお使いいただけます。



☆この機会に是非御利用ください☆

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成29年度

ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金額		年間保険料(1名あたり)	
保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,320万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術 65,000円	100,000円
		外来の手術 32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ	
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

保険金をお支払いする主な例







ボランティア行事用保険	送迎サービス補償	福祉サービス総合補償
(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)	(傷害保険)	(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店
株式会社 福祉保険サービス

引受幹事
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK16-16921 2017.2.3作成)